

東大和市とリコージャパン株式会社との地方創生に係る
包括的地域連携に関する協定書

東大和市（以下「甲」という。）とリコージャパン株式会社（以下「乙」という。）は、まち・ひと・しごとの創生に向け、綿密な相互連携と協働による活動を推進し、地域の課題解決を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の人的、知的及び物的資源の活用を図り、協働して事業を展開することにより、まち・ひと・しごとの創生に向けた取組を推し進め、地域の課題解決を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力して取り組むものとする。なお、各号に関する具体的な内容については、別途甲乙協議の上定める。

- （1）教育支援に関すること。
- （2）産業及び観光の振興に関すること。
- （3）情報通信に関すること。
- （4）スポーツ振興に関すること。
- （5）その他甲及び乙が必要と認める事項

（定期会議）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項の具体的な内容について検討するため、定期的に会議を開催するものとする。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から2か月前までに、甲乙いずれからも別段の申出がないときには、さらに2年間更新するものとし、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第5条 本協定の解釈に疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項若しくは変更を必要とする事項については、その都度、甲乙協議の上、これを決定する。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく連携事項において知り得た秘密事項を第三者に提供又は本協定の目的以外に利用してはならない。ただし、事前に甲乙協議の上承諾を得た場合には、この限りではない。

以上のとおり、本協定を締結したことを証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名の上、各々1通を保有する。

平成30年8月28日

甲 東京都東大和市中心3丁目930番地
東大和市
市長 尾崎 保夫

乙 東京都中央区築5丁目6-10
リコージャパン株式会社
執行役員 社会インフラ事業部長 松坂 善明